平成２８年（フ）第３１号
北海道苫小牧市明野新町２丁目14番20号　サクセス明野Ａ104
債務者　近藤　英子（旧姓横濱）
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第６７０号
仙台市宮城野区鶴ケ谷５丁目23番地　都市機構鶴ケ谷五丁目団地10号棟502
債務者　瀬戸　一美
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第８４５号
仙台市太白区長町南４丁目14番15号　ヴァルーンレイム13―203、従前の住所相模原市南区相武台１丁目25番14号　グランドマンション５―503号
債務者　山影　真也
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第５７号
宮城県多賀城市八幡４丁目５番80号　宮城県漁連寮
債務者　相澤　功一
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第８４号
仙台市太白区中田町字杉ノ下１番地の14　コーポながわ102、従前の住所宮城県名取市名取が丘４丁目14番５号
債務者　齋藤　壽博
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２号
茨城県つくば市観音台１丁目28番地４　パークスクエア・ベレオ302号
債務者　三浦亜里紗
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第１０号
茨城県つくば市倉掛1050番地１　イーストピアＴＳＵＫＵＢＡ203号、住民票上の住所茨城県つくば市栗原3463番地４
債務者　鈴木　玲那（旧姓平山）
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第２２号
茨城県土浦市小松１丁目15番７号　グリーンコーポＡ105号
債務者　國府田昌治
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第２３号
茨城県土浦市小松１丁目15番７号　グリーンコーポＡ105号
債務者　國府田里沙
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第２号
富山県高岡市内免２丁目７番12号
債務者　宮脇　浩一
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第１５号
石川県白山市村井東１丁目２番地１　村井団地県営住宅８号棟４号室
債務者　和田眞知子
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２０号
石川県河北郡内灘町字緑台１丁目306番地27
債務者　安島千恵美
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３０号
金沢市大豆田本町ハ17番地２　犀川ＭＩビル407号
債務者　相川　まり
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５１号
石川県白山市坂尻町ヘ100番地１　フローレス202号室、従前の住所石川県白山市道法寺町ヘ１番地14
債務者　直林　文博
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１４号
長野県上田市古里2026番地４　南川住宅５号
債務者　工藤　　聖
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２８年（フ）第４１号
滋賀県甲賀市信楽町小川1231番地
債務者　陶工房クドウこと　工藤　英昭
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３５号
滋賀県彦根市開出今町1367番地１（104号）、前住所滋賀県彦根市馬場２丁目６番33―502号
債務者　井上　弘美
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
大津地方裁判所彦根支部